

滋賀県地域福祉支援計画 概要

～ 支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉「三方よし」計画 ～

第1章 はじめに

○ 計画の位置づけ

- 社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
 - 市町での地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 滋賀県基本構想を上位計画とし、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略や、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら策定するもの
- 計画期間
平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) [5年間]

第2章 計画策定にあたっての基本的認識(総論)

- 人口減少、少子高齢社会という大きな転換期
○地域では様々な困りごとを抱える人が増加し、課題は多様化、複雑化、深刻化
○こうした中で、今後、滋賀県が特に取り組むべきことは、以下の2点
- 既存の制度の枠にとられず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行う、新たな「地域福祉」のモデルづくり
 - 支え手よし・受け手よし・地域よしの「三方よし」となることを目指して、地域福祉の新たな担い手を増やす取組
- 地域のあらゆる主体の参画のものと公私協働、市町との積極的な対話

第3章 基本理念と基本方針

基本理念

すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

滋賀県基本構想
【基本理念】
夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀
～みんなで作ろう！新しい豊かさ～

基本方針1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

地域福祉の一番の主体である地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、時と場合に応じて、支え、支えられという支え合いの関係(共助)の拡大を目指します。

基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化

地域の多様な人々の様々な困りごとについて、その地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効に活用しながら解決する「場」やその「場」を広げていくための仕組みづくりを促進し、福祉によるまちづくりを通じて地域の活性化を目指します。

基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

滋賀の縁創造実践センターをはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度のはざまを放置しない地域福祉の新たな実践に取り組むとともに、新たな公的サービス(公助)としての制度化を目指します。

第4章 今後5年間の重点的な取組

1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

- 少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、従来の地縁型の結びつきが弱くなり、家庭または地域での支援力が低下しています。
- このため、高齢者、障害者、児童など対象ごとの既存の制度の枠にとられず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行ったり、入所施設や医療機関への長期間の入所・入院から地域生活への移行も促進したりする、新たな相談・支援の仕組みづくりが求められています。
- その際、滋賀の未来を担う子どもたちやこれから生まれてくる次の世代を応援する観点から、子ども一人ひとりを大事にし、貧困や孤立に苦しむ子どもとその家庭を包み込む地域づくりの視点が特に求められるものと考えます。
- 県としては、すべての地域住民が地域の様々な問題を自らの問題として捉え、地域のあらゆる主体が参画・協働して、専門職の協力も得ながら解決に向けた相談・支援の仕組みを作ることができるよう、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、モデルとなる仕組みづくりを行う地域の様々な組織や団体を支援します。

2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり

- 地域によって異なる福祉ニーズに応じて、地域住民、NPO法人、老人クラブなど多様な主体による重層的な相談・支援体制を整備することが必要ですが、そのための新たな支え手を増やしていくことも重要です。
- そのため、これまで地域住民が行ってきた地域福祉の活動を「働き」として捉え直し、その活動への謝礼や報酬などにより、支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉の「三方よし」を目指します。
- 例えば、定年退職後の高齢者がそれまで培ってきた知識や経験を生かして、引き続き、地域社会の中で形を変えた「働き」(社会参加)により生きがいを感じながら地域の課題解決に自ら関わるなど、新たな支え手づくりに取り組みます。

3 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

- 障害者差別解消法は、「差別はよくないことだ」という国民誰もが持つ考えを形あるものにして生かすために、何が差別に当たるのかについての共通の物差しを明らかにしようとするものです。
- また、差別者・被差別者という形で国民を切り分けて固定化したり、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとしたりするものであってはならないとされています。
- こうした法の目的や理念を県民にしっかりと理解してもらえよう周知・啓発等を行い、障害の有無にかかわらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに取り組みます。

第6章 計画に係る指標

- 県内全市町における地域福祉計画の策定の促進
(現在:17市町→目標:19市町)
- 今後5年間に計画の期限を迎える市町の地域福祉計画の改定の促進
(対象予定:14市町/19市町)

第5章 取組の方向性

1 共生の地域福祉の推進

- (1)地域における福祉の仕組みづくり
- 民生委員・児童委員活動の推進
 - 地域福祉コーディネーターの育成
 - 小地域福祉活動の促進
 - 活動資金の確保と有効活用
- (2)災害時の支援体制づくり
- 地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進
 - 災害ボランティア活動の促進
 - 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

2 担い手づくり

- (1)福祉意識の向上と次世代育成
- ノーマライゼーション理念の普及・啓発
 - インクルーシブ教育の推進
 - 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進
- (2)ボランティア
- ボランティア活動の推進
 - 社会貢献活動の促進
- (3)専門的人材
- 若者の進路選択支援
 - 多様な人材の参入促進
 - 福祉職場への定着促進
 - 社会福祉関係者の資質の向上

3 安心のサービス利用

- (1)困りごとを抱える人への総合的な対応の推進
- 生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築
 - 矯正施設退所者等への支援
 - 戸籍のない人への支援
- (2)利用者の権利擁護
- 権利擁護の推進
 - 成年後見制度の活用促進
- (3)苦情解決の仕組み
- 事業者の苦情解決体制の整備
 - 適切な苦情解決の促進
- (4)サービスの質の向上と透明性の確保
- 健康福祉サービス評価システムの推進
 - 健康福祉機器や情報通信技術(ICT)の活用促進
 - 社会福祉法人の情報公開の推進

第7章 計画の進行管理

- 計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施。

滋賀県地域福祉支援計画

～ 支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉「三方よし」計画 ～

平成 28 年（2016 年）3 月

滋賀県

目次

第1章	はじめに	1
1	計画の策定趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	計画の推進体制	
第2章	計画策定にあたっての県の基本的認識	3
第3章	基本理念と基本方針	5
1	基本理念	
2	基本方針	
第4章	今後5年間の重点的な取組	9
第5章	取組の方向性	11
1	共生の地域福祉の推進	
(1)	地域における福祉の仕組みづくり	
(2)	災害時の支援体制づくり	
(3)	障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり	
2	担い手づくり	
(1)	福祉意識の向上と次世代育成	
(2)	ボランティア	
(3)	専門的人材	
3	安心のサービス利用	
(1)	困りごとを抱える人への総合的な対応の推進	
(2)	利用者の権利擁護	
(3)	苦情解決の仕組み	
(4)	サービスの質の向上と透明性の確保	
第6章	計画に係る指標	21
第7章	計画の進行管理	21
参考資料		23
用語の解説		41

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成23年3月に「滋賀県地域福祉支援計画」（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定し、市町の地域福祉の推進の支援に取り組んできましたが、この間、本県も人口減少局面を迎え、少子高齢化のさらなる進展、単身世帯の増加、地域における人々のつながりの希薄化など、県民の暮らしを取り巻く環境が大きく変化してきました。

また、国においては、

- ・ 平成26年4月の災害対策基本法改正による避難行動要支援者に対する支援の強化
- ・ 平成27年4月の生活困窮者自立支援制度の施行
- ・ 平成28年4月の障害者差別解消法の施行

など、取組の充実が図られるとともに、高齢者施策における地域包括ケアシステムを全世代・全対象に発展・拡大させる新しい地域包括支援体制の確立を目指した動きもみられます。

こうした社会情勢の変化や新たな制度に的確に対応し、今後とも市町の地域福祉の推進を支援していくため、新たな地域福祉支援計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するために、各市町を通ずる広域的な見地から、

- ・ 市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ・ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ・ 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

を一体的に定めるものです。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、基本構想の重点施策を推進するためのエンジンとして位置付けられる人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略や、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、

淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合および連携を図りながら定めるものです。

3 計画の期間

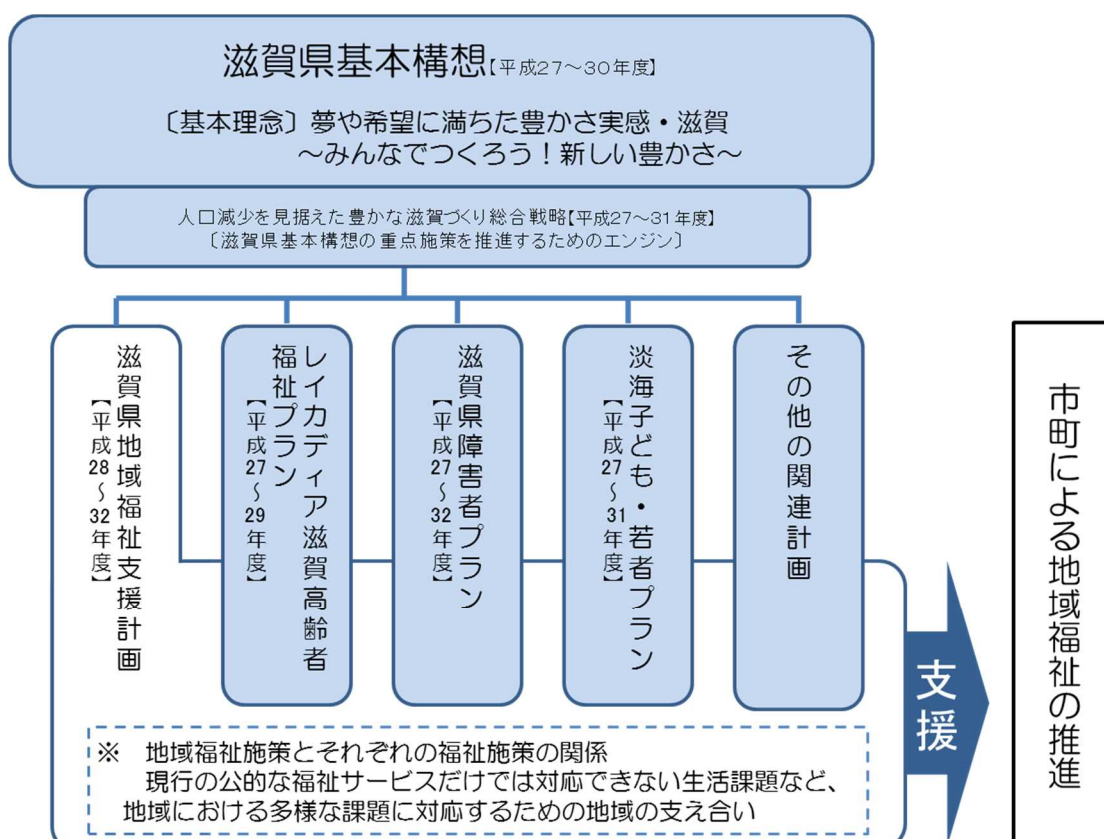
この計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

4 計画の推進体制

この計画は、各市町における地域福祉の推進に係る取組を支援するものであることから、市町との地域福祉に関する情報・意見交換により、取組状況や成果の把握に努めます。

また、計画の取組状況を滋賀県社会福祉審議会に報告し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。

(参考) 他の計画との関係



第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）

これまで増加が続いてきた本県の人口も、いよいよ減少局面に突入し、人口減少社会、少子高齢社会という大きな転換期を迎えています。

県内においては、これまでから各地域の出生率や高齢化率、世帯数の増減の違い、産業基盤や有する人的・物的資源の違いなどに応じて、各々の地域の特徴や潜在的な力を活かして地域福祉に取り組んできました。

しかしながら、自治会などの加入率や組織率の低下をはじめ、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化などにより、様々な困りごとを抱えて生活する人々が増えてきており、高齢者の単身世帯や子育てに不安があるひとり親世帯の増加とともに、子どもの貧困や虐待、ひきこもり、無戸籍といった社会問題など、地域が抱える課題は多様化、複雑化、深刻化しています。

このような福祉ニーズに対応していくために、今後、滋賀県が特に取り組むべきことは、次の2点と考えます。

- ・ 多様化、複雑化、深刻化する地域の課題に応えるために、高齢者、障害者、児童など対象ごとの既存の制度の枠にとらわれず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行う、新たな「地域福祉」のモデルづくりに取り組みます。
- ・ 地域住民が地域福祉のために行う活動について、これまでのボランティアな活動に加え、その活動に対する謝礼や報酬などを介して「働き」として捉えることにより、地域福祉の新たな支え手を増やす取組を進め、支え手よし・受け手よし・地域よしの「三方よし」となることを目指します。

当然、こうした取組は、県だけで行えるものではありません。地域住民をはじめ、これまで地域福祉を担ってきた民生委員・児童委員、様々な推進員や支援員等¹、社会福祉協議会、介護施設や保育所等を運営する社会福祉法人・NPO法人、各種福祉団体、さらには、協同組合や経済団体、企業など地域

¹ 推進員や支援員等 … ひとり親家庭福祉推進員、母子・父子自立支援員、障害者相談員、戦没者遺族相談員等が、知事や市町長等から委嘱等を受けて、地域住民の日常の様々な相談を受けています。

のあらゆる主体の参画のもと、公私協働で取り組み、また、地域の活性化や豊かな地域づくりにつなげていくことが必要です。

また、県内を小地域（概ね小学校区や自治会の単位）、市町域、福祉圏域、全県域といったような重層的な地域の広がりの中で捉えて、市町とも連携しながら、広域的調整が必要な支援や専門的な支援など、県の果たすべき役割を担っていくことも必要です。

市町に対しては、国や他都道府県の施策の動向などを適時・適切に情報提供するとともに、市町からの施策提案についても積極的な対話を通じて市町とともに取り組みます。また、近隣の市町同士が災害時などに相互に支え合う関係を築こうとする際に、必要に応じて県としても協力します。

さらに、県としては、社会福祉協議会やその他の社会福祉法人とともに先駆的な実践に取り組み、その実践を踏まえて安定的な公的制度として創ることを目指します。

戦後、その時々々の社会問題を正面から受け止めて、先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神を、県としてしっかりと受け継ぐとともに、売り手（支え手）よし・買い手（受け手）よし・世間（地域社会）よしの「三方よし」の考えのもと、「すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築」を目指し、県民運動として推進していきます。

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

2 基本方針

基本方針1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

「地域福祉の一番の主体である地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、時と場合に応じて、支え、支えられるという支え合いの関係（共助）の拡大を目指します。」

（すべての地域住民が互いに支え合う関係）

- 近年、高齢者、障害者、児童など対象ごとの福祉制度が充実する一方で、少子高齢化、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化、高齢者の単身世帯の増加などにより、既存の制度では対応しきれない生活上の様々な問題（例：買い物・ゴミ出し・移動の支援など）が顕在化しています。
- こうした様々な生活問題を、すべての地域住民が自らの生活課題として捉え、地域のあらゆる主体が参画・協働して、解決に向けた仕組みを作りあげていくことが、安心して暮らせる地域社会づくりにつながります。
- そのため、地域住民が主体となって、福祉サービスを受けている高齢者、障害者、児童も時と場合に応じて支え手となりながら、誰にとっても何らかの居場所と出番がある地域において、人と人が支え合う関係

(共助) を広げていくことが重要です。

(地域福祉の推進は待ったなしの状況)

- また、日頃から地域の住民同士がちょっとした変化に気づくような関係にあることで、その変化を近隣住民が共有しながら、必要な場合には適時に専門的な支援につなげることにより、問題の深刻化を予防することが可能となり、将来の社会の負担を低減させることにつながります。
- 今後、人口減少が避けられない中で、こうした予防的な効果も期待される地域福祉の推進は「待ったなし」の状況にあることから、改めて地域福祉をこれからの社会福祉施策の中心として位置付け、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。

基本方針 2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化

「地域の多様な人々の様々な困りごとについて、その地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効に活用しながら解決する「場」やその「場」を広げていくための仕組みづくりを促進し、福祉によるまちづくりを通じて地域の活性化を目指します。」

(単なる居場所ではない、地域の課題を話し合う「場」づくり)

- 現在、国が示す地方創生の取組として「小さな拠点」の整備が掲げられていますが、この拠点の整備は、居場所としてだけでなく、例えば高齢者と子どもの世代間交流など誰もが交流しながら、地域の課題を話し合う「場」を作ろうとするものです。
- こうした取組により、地域の多様な人々の様々な困りごとを同じ住民という立場の人が気づくことにつながり、その気づきを発端として、必要な場合には専門職とも協力しながら、困りごとの解決に向けた仕組みづくりが動き出すことが期待されており、県としては、こうした地域の

課題を話し合っ解決に結び付ける「場」の整備に取り組む市町や地域を支援していきます。

(雇用、産業、教育などと連携したまちづくり)

- また、「場」の整備にあたっては、雇用、産業、教育などと連携して、各分野の人材やノウハウ、施設などの資源を活用すると同時に、その分野の課題やニーズにも応えることで、福祉分野だけでなく他方の分野にとっても良い解決策を見出すことにより、行政も含めた地域の関係者が幅広く参画・協働して地域社会に貢献し、地域の活性化を図ることが可能となります。
- このように、地域の課題を話しあっ解決に結び付ける「場」の整備は、まちづくりにもつながることが期待されます。こうしたまちづくりの視点に立って、他の分野と連携し、福祉以外の分野の課題から発想することも重視します。

基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

「滋賀の縁創造実践センターをはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度のはざまを放置しない地域福祉の新たな実践に取り組むとともに、新たな公的サービス（公助）としての制度化を目指します。」

(「公」と「私」のそれぞれの役割)

- 地域住民には、地域で生活しているからこそ発見できる課題がありますが、課題解決のために必要な専門的知識や社会的な資源の確保については、地域住民だけでは限界があります。
- そのため、課題の解決を図るための新たな実践には、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置付けられている社会福祉協議会の専門的知識やノウハウが不可欠です。

- また、社会福祉法人も、現在（平成28年3月）国会に提出されている社会福祉法等の一部を改正する法律案において、地域における公益的な取組の実施が責務とされており、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行うだけにとどまらず、社会的孤立や子どもの貧困問題等の今日的な課題の解決を図るための新たな実践の担い手として重要な役割が期待されています。
- さらに、地域貢献や産官学連携などの社会貢献機能を有する大学等の高等教育機関においても、その有する知的資源を活かして、民間や行政と連携しながら、新たな実践への学問的なアプローチが期待されます。
- 一方、行政においては、現行制度を適切に執行するという発想だけでなく、地域における新たな実践の企画立案の段階から地域住民や社会福祉協議会やその他の社会福祉法人とともに携わり、また、その実践の積み重ねを踏まえて、地域住民の求める仕組みを安定的な公的サービス（公助）として創っていくことが必要であり、県として積極的に取り組みます。

第4章 今後5年間の重点的な取組

基本理念である「すべての地域住民のために すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築」の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、今後5年間、次の3つの柱について特に重点的に取り組めます。

1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

- ・ 少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、従来の地縁型の結びつきが弱くなり、家庭または地域での支援力が低下しています。
- ・ このため、高齢者、障害者、児童など対象ごとの既存の制度の枠にとらわれず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行ったり、入所施設や医療機関への長期間の入所・入院から地域生活への移行も促進したりする、新たな相談・支援の仕組みづくりが求められています。
- ・ その際、滋賀の未来を担う子どもたちやこれから生まれてくる次の世代を応援する観点から、子ども一人ひとりを大事にし、貧困や孤立に苦しむ子どもとその家庭を包み込む地域づくりの視点が特に求められるものと考えます。
- ・ 県としては、すべての地域住民が地域の様々な問題を自らの問題として捉え、地域のあらゆる主体が参画・協働して、専門職の協力も得ながら解決に向けた相談・支援の仕組みを作ることができるよう、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、モデルとなる仕組みづくりを行う地域の様々な組織や団体を支援します。

2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり

- ・ 地域によって異なる福祉ニーズに応じて、地域住民、NPO法人、老人クラブなど多様な主体による重層的な相談・支援体制を整備することが必要ですが、そのための新たな支え手を増やしていくことも重要です。

- ・ そのため、これまで地域住民が行ってきた地域福祉の活動を「働き」として捉え直して、その活動への謝礼や報酬などにより、支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉の「三方よし」を目指します。
- ・ 例えば、定年退職後の高齢者がそれまで培ってきた知識や経験を生かして、引き続き、地域社会の中で形を変えた「働き」（社会参加）により生きがいを感じながら地域の課題解決に自ら関わるなど、新たな支え手づくりに取り組みます。

3 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

- ・ 障害者差別解消法は、「差別はよくないことだ」という国民誰もが持つ考えを形あるものにして生かすために、何が差別に当たるのかについての共通の物差しを明らかにしようとするものです。
- ・ また、差別者・被差別者という形で国民を切り分けて固定化したり、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとしたりするものであってはならないとされています。
- ・ こうした法の目的や理念を県民にしっかりと理解してもらえるよう周知・啓発等を行い、障害の有無にかかわらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに取り組みます。

第5章 取組の方向性

1 共生の地域福祉の推進

家族形態の変化や個人の価値観の多様化に伴い、地域における住民のつながりが希薄化する中、県民誰もが、地域においていきいきと自立した生活を送るためには、行政による地域福祉の推進方策に加え、住民、福祉関係機関、NPO、企業、行政等が有機的に連携し、共に生き、支え合う「共助」の社会づくりを推進することが重要です。

このため、地域住民相互による福祉活動の推進、民生委員・児童委員、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人等の活動の活性化、こうした主体のネットワーク化を進めることにより、地域力の向上を図る必要があります。

(1) 地域における福祉の仕組みづくり

① 民生委員・児童委員活動の推進

- ・ 民生委員・児童委員による、サービスを適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人、子育て家庭への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。
- ・ 住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し資質の向上を図ります。
- ・ 民生委員・児童委員のなり手の確保や経験豊かな人材の定着を図るとともに、多くの住民によるその幅広い活動への協力が得られるよう、周知、啓発に努めます。

② 地域福祉コーディネーターの育成

- ・ 従来の制度、分野を越えて地域の課題を解決するためには、アウトリーチの考え方にたつてニーズを捉え、課題の見立てを行うとともに、必要な支援を実施するためのスタッフや業務をコーディネートし、場合によっては新たな支援策を地域の関係者とともにつくることのできる人材が重要です。このため、市町における地域福祉コーディネーターの育成と資質の向上を図り、住民が必要とする様々な支援の相互調整や開発により、迅速な

解決につなげます。

③ 小地域福祉活動の促進

- ・ 自治会や小学校区など生活の場である身近な地域を単位として、誰もが安心して、生きがいをもって生活できる地域づくりに向け、住民が力を合わせ、また社会福祉協議会等の専門機関と協力し合いながら進める、住民主体の小地域福祉活動について、先進事例を紹介すること等により、地域における活動を促進します。

④ 活動資金の確保と有効活用

- ・ 住民が地域福祉活動を行うに当たっては活動資金が必要ですが、その活動は住民同士の支え合いに基づくものであることから、活動資金については原則として住民自ら負担したり、集めたりすることが、活動を継続していくためには必要と考えます。そうした中で、県としては、必要な資金を継続的に確保するための仕組みについて、好事例を収集しその普及を図ります。

(2) 災害時の支援体制づくり

① 地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進

- ・ 避難行動要支援者に対する避難支援が円滑かつ迅速に行われるよう、避難行動要支援者名簿や避難行動要支援者ごとに具体的な支援方法を定めた個別計画の作成を促進するため、市町職員等を対象とした研修等を行います。
- ・ 民生委員・児童委員、自治会、消防、警察、自主防災組織等の関係者による日頃からの避難行動要支援者名簿の共有、声かけ、見守り等を促進し、地域における災害時の支援体制の強化を図ります。
- ・ 災害時における避難行動要支援者の避難先を確保するため、市町における福祉避難所の指定の促進を図るとともに、市町を超える広域的な避難等に備え、広域福祉避難所として社会福祉施設や福祉団体との協力協定の締結を進めます。
- ・ 要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携して支援を行うことができるよう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に取り組みます。

② 災害ボランティア活動の促進

- ・ 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県災害ボランティアセンターにおいて、平常時から市町における災害ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動の環境整備を進めます。
- ・ 併せて、災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター等の人材養成を支援します。

(3) 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

① 障害者差別解消支援地域協議会の整備

- ・ 障害者差別に関する相談等についての情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして障害者差別解消支援地域協議会を整備します。

② 多様な価値観を認め合う福祉文化づくりの推進

- ・ 障害者差別解消支援地域協議会における相談事例等の共有により、差別事例の発生を予防する取組や構成機関等による周知・啓発の取組の検討を進めるなど、障害の有無に関わらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに取り組みます。

2 担い手づくり

県民の地域での暮らしを支えるためには、支援の主体となる“担い手”の確保・育成が大切です。

このためには、まず、すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で生きていける社会を実現するため、すべての県民が人権尊重の理念に対する理解を深めることが不可欠です。

小・中・高校生への福祉教育による意識の醸成と次世代の地域を担う人材の養成を進めるとともに、日々の見守り活動を行う住民やボランティア組織による活動、さらには企業による社会貢献など、多様な活動主体の育成を進める必要があります。

また、様々な専門的知識、経験、ノウハウをもった福祉事業関係者以外の新たな人材の確保に努める必要があります。

さらに、全ての県民がそれぞれ担っている役割にとどまらず、その枠を超えて少しずつでもできることに取り組む「ボランティア精神」の醸成に努めることが求められています。

(1) 福祉意識の向上と次世代育成

① ノーマライゼーション理念の普及・啓発

- ・ 小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及に努め、県民一人ひとりの行動につなげます。
- ・ 障害者、高齢者、妊産婦、けが人などを対象に、車いすマーク等の駐車区画を適切に利用するための利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、不適切な駐車を解消することにより、移動に配慮が必要な方に使いやすい駐車場の確保に努めます。

② インクルーシブ教育の推進

- ・ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、「地域で共に生きていくための力」を育てることにより、多様な個人が能力を発揮しつつ自立して共に社会に参加し支え合う共生社会の形成を図るため、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。

③ 生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

- ・ すべての人が社会の中で豊かにつながり、互いを認め合いながら、共に生きることの意味を実感できるよう人権教育を推進します。
- ・ 県民一人ひとりが福祉に関する関心を高め、思いやり、助け合いの心を育てるために、子どもの頃から生涯を通じた福祉学習の機会や情報の提供を推進します。
- ・ 教育委員会や社会福祉協議会、社会福祉施設などと連携し、実際に介護等の現場で働いている方による出前講座や、体験学習の機会を重点的に提供します。
- ・ 障害のある人の自由な表現活動などお互いの個性を認め合う心の育成や、ボランティアに関する学習を推進します。
- ・ 核家族化の進行を踏まえ、福祉読本を活用し、生まれた時から看取られる時まで、人生をイメージした福祉学習を進め、暮らしの基本単位である家族間の思いやりや助け合いの心を育みます。

(2) ボランティア

① ボランティア活動の推進

- ・ 滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県ボランティアセンターにおいて、市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や、情報提供、情報交換、相談等を実施されるよう支援します。
- ・ だれもがボランティア情報に気軽に接することのできる環境づくり、ボランティア団体、NPOなどが相互に交流・研究する場の提供を促進し、ボランティア活動の裾野の拡大を図ります。

② 社会貢献活動の促進

- ・ 企業、団体等が地域の一員として地域の課題解決に積極的に参画・協働するよう、セミナーの開催等を通じて社会貢献活動の促進を図ります。

(3) 専門的人材

① 若者の進路選択支援

- ・ 若い世代に対して、福祉・介護サービスの社会的役割の重要性や、職業としての魅力を啓発するために、滋賀県介護・福祉人材センターなどによる職場体験の場の提供や学校等への訪問活動を推進します。

- ・ 福祉関係団体と連携し、福祉職場の魅力紹介や、就学・研修受講の相談・助言を行い、仕事のイメージアップと福祉分野に対する関心を高めます。
- ・ 介護福祉士修学資金等貸付制度の活用により、若い世代の福祉分野への参入を促進します。

② 多様な人材の参入促進

- ・ 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業による潜在的有資格者の再就職支援や就職説明会の開催等により、多様な人材の確保に努めます。
- ・ 滋賀県介護・福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、事業者に対しては、働きやすい職場に向けた指導・助言を行い、円滑な就労と定着を支援します。
- ・ 外国人を対象とした日本語学習や介護の基本的な知識、技術を習得するための研修や、知的障害者等を対象とした技能等の習得、職場環境の整備、雇用に向けた調整などの支援により、新たな人材の確保に取り組みます。
- ・ 障害者等の働き手のニーズや状況に配慮した初任者研修を実施し、多様な人材の参入促進を支援します。
- ・ 人材不足については、高齢者、障害者、児童の各分野にそれぞれの課題があることから、こうした課題に対応する人材の確保・定着に取り組みます。

③ 福祉職場への定着促進

- ・ 福祉の職場は、全産業の平均より職場への定着率が低いことから、キャリアパスの整備など処遇改善や職場環境改善等の支援策を検討し、職場への定着率を高める取組を推進します。
- ・ 福祉の職場における若手職員(ブラザー・シスター)への相談技術研修や、こうした若手指導職員にアドバイスを行う支援員を派遣し、職場内相談体制の充実と若手職員の定着を促進します。

④ 社会福祉関係者の資質の向上

- ・ 福祉関係職員が多様な研修を体系的に受講し、専門知識や技術の向上を図るとともに、幅広い知識を習得できるよう、体系的、継続的な研修を実施し、専門職の養成と必要な職場への配置を促進します。
- ・ 在宅医療介護の推進にあたり、喀痰吸引等の医療的ケアのできる介護職員を育成します。
- ・ 働きながら介護福祉士実務者研修等を受講できるよう、代替職員の確保に向けた支援を行うとともに、介護福祉士修学資金等貸付制度により、福祉人材のキャリアアップを促進します。

- ・ 関係機関で構成する「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」において、課題解決のための方策を検討し、県域全体で介護人材の確保・育成・定着を図るための取組等を推進します。

3 安心のサービス利用

支援を必要とする人には、サービス提供事業者の特徴やサービスの質を見極めるための材料として、分かりやすい情報提供がなされるとともに、“だれでも”、“安心して”、“質の高いサービス”を受けられる体制を整えることが大切です。

その際、視覚や聴覚に障害のある方や、知的障害や発達障害のある方には、サービス利用にあたってのコミュニケーション支援も必要です。

また、判断能力が不十分な人が安心して適切にサービスを受けるための権利擁護や意思決定支援、サービスを利用してからの相談や苦情への適切な対応も必要です。

さらに、福祉サービスの提供者の負担を軽減するとともに、利用者が一層質の高いサービスを受けられるための環境を整備することが期待されています。

(1) 困りごとを抱える人への総合的な対応の推進

① 生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築

- ・ 生活に困窮する方からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。
- ・ 相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。

② 矯正施設退所者等への支援

- ・ 高齢または障害により福祉の支援を必要とする矯正施設からの退所者が、退所後直ちに福祉サービスを受け、地域の中で暮らし続けることができるよう支援を行います。
- ・ また、刑事手続における取調べの段階から立会・助言、不起訴処分・執行猶予後の社会内訓練等、より積極的に福祉サービスにつなぐ仕組みづくりを進めます。

③ 戸籍のない人への支援

- ・ 出生時に戸籍への記載がなく、社会生活上、様々な不利益を被っている人のために、福祉サービスをはじめとする生活支援や教育支援につなげる仕

組みづくりを進めます。

(2) 利用者の権利擁護

① 権利擁護の推進

- ・ 権利擁護に関する地域住民の理解と認識を高め、権利侵害問題の未然防止や早期発見を図るため、積極的な広報啓発を行います。
- ・ 地域福祉権利擁護事業の取組にあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要とする人をしっかりと把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。
- ・ また、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かり等により、地域社会における自立支援につながるようその利用を促進します。
- ・ 民生委員・児童委員が行う見守り活動の活性化により、事業の適切な利用を進め、判断能力が不十分な人への地域生活支援を促進します。

② 成年後見制度の活用促進

- ・ 成年後見制度の活用を進めるため、制度申立の取扱について市町の理解を深め、積極的な活用がなされるよう努めます。

(3) 苦情解決の仕組み

① 事業者の苦情解決体制の整備

- ・ 事業者においては、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員が設置され苦情を解決する体制が整備されるとともに、仕組みの施設内掲示などにより利用者への周知が図られるなど、苦情が申し出やすく、苦情が迅速に解決されるよう指導を行います。

② 適切な苦情解決の促進

- ・ 事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんが行われます。県としては、運営適正化委員会から通知を受けた事案については的確に対応し、苦情の適切な解決に努めます。

(4) サービスの質の向上と透明性の確保

① 健康福祉サービス評価システムの推進

- ・ 利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、自己評価や第三者評価の取組を推進します。
- ・ 第三者評価にあつては、第三者評価機関の募集・認証を進めるとともに、評価調査者の養成や資質の向上を図り、評価体制の充実に努めます。
- ・ 事業所が行った自己評価や第三者評価の結果を事業所のホームページに掲載したり、事業所内での閲覧や広報誌に掲載したりするなど、幅広い公表を促進します。

② 健康福祉機器や情報通信技術（ICT）の活用促進

- ・ 新たな手法によるサービス提供者の負担の軽減や情報共有の迅速化、作業効率の向上等に向けた取組が求められていることから、介護労働の負担軽減を図る機器や用具の導入を促進します。

③ 社会福祉法人の情報公開の推進

- ・ 福祉サービスの利用を希望する方が、自分にとって最適なサービスを選択できる環境を整備するため、社会福祉法人に対し、その特性やサービス等に係る情報について積極的に公開するよう指導・助言を行います。

第6章 計画に係る指標

本計画は、各市町の地域福祉の推進を支援するものであることから、県内全ての市町において地域福祉計画が策定されるとともに、今後5年間に計画の期限を迎える市町の地域福祉計画が改定されることを目標とします。

このため、市町に対して地域福祉に関する情報提供や意見交換、地域福祉の推進に資するセミナー等を開催することにより、市町の計画策定等に対する支援を行います。

- ・ 県内全市町における地域福祉計画の策定の促進
(現在：17市町→目標：19市町)
- ・ 今後5年間に計画の期限を迎える市町の地域福祉計画の改定の促進
(対象予定：14市町／19市町)

第7章 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら評価を行います。また、分野別計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。